

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第59回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成31年2月25日（月）10:27～11:15

於：総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、佐々木 百合、
島村 博之、菅 美千世、多賀谷 一照、二村 真理子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

巻口郵政行政部長、野水郵政行政部企画課長、増山信書便事業課長
事務局：佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）諮問事項

ア 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第18条の2第3項の
規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第
3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可

【諮問第1175号】

イ 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事
業者用標準信書便約款の改正【諮問第1176号】

ウ 特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び変更の認可並びに
信書便管理規程の設定及び変更の認可【諮問第1177～1179号】

（非公開）

開 会

○樋口分科会長 皆さん、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日は、委員8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

なお本日は、会議冒頭の部分についてカメラ撮りの申し出がございましたので、ご了承下さい。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の案件は、諮問事項5件でございます。

まず、諮問第1175号「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び撤収方法の認可について特定信書便事業の許可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○野水企画課長 それでは、資料59-1をお願いいたします。

A4縦の諮問書、それから、A4横の説明資料がございますが、59-1-2の説明資料からご覧いただければと思います。

1ページ目をご覧ください。「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度について」でございます。

交付金・拠出金の額の算定方法を定める省令案につきまして、昨年10月、この分科会でもご審議いただいたところです。この説明資料の3ページ目までは、そのときの資料とほとんど同じ内容になっております。

ちょっと復習も兼ねてになりますが、ご説明させていただきます。平成30年6月に、交付金・拠出金制度を創設します法律が成立しました。制度の概要は、下にある図のとおりでございます。

今年4月から、ここの図にもあります、独立行政法人の支援機構が日本郵便への交付金の交付、それから、関連銀行、現在ですとゆうちょ銀行、関連保険会社、現在ですとかんぽ生命になりますが、こちらからの拠出金の徴収を実施することになっております。

機構は、この交付金の額と拠出金の額を算定しまして、その額、交付方法、徴収方法につきまして、総務大臣の認可を受けなければならないと法律で定められておりまして、こちらは、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問事項となっております関係上、本日、これらにつきまして諮問をさせていただいています。

2ページ目をご覧ください。「交付金の算定方法について」でございます。交付金の額は、その上に式がございますけれども、ユニバーサルサービス確保の

ために不可欠な費用から、日本郵便にかかる按分額を引いたものになっております。日本郵便にかかる按分額を引いておりますのは、日本郵便もネットワーク維持のために負担をしないといけない、ただ、実際にネットワークを維持しているのは日本郵便なので、日本郵便から徴収をしても、日本郵便に戻すだけです。その部分は、わざわざ行って来いにせずに、交付するという行為を略しているためでございます。

この不可欠な費用をどう算定するかということが、省令に定まっております。下にございますけれども、不可欠な費用は、①と②を合計する方法となっております。①は郵便局、約2万局でございますが、このネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するとした場合における以下のアからエの費用で、人件費、賃借料・工事費、現金の輸送・管理に要する費用、税が入っております。

それから、②は、簡易郵便局、約4,000局でございますが、こちらへの最小限度の委託に要する費用を入れるようになっております。

それから、3ページに移っていただければと思います。「拠出金の算定方法について」で、拠出金の額とは、郵便窓口業務、銀行窓口業務、それから、保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合いに応じまして、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用と、交付金・拠出金にかかります独立行政法人の機構の事務費、これの合計額を按分した額のうち、関連銀行及び関連保険会社にかかる額としております。

下に式が書いておりますけれども、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用、これは、先ほどの、前のページで見ました①と②の費用の合計額になりますが、これに機構の事務費を足しまして、その合計額を郵便、貯金、保険、それぞれに按分した額のうち、銀行及び保険にそれぞれかかる按分額が、貯金、保険の負担すべき拠出金の額になります。下の図は、それを図式化したものでございます。

今回の申請につきましては、4ページ以降になります。4ページをご覧くださいければと思います。

今回、独立行政法人の機構で具体的な金額を算定したものが、ここにございます。交付金の額は、約2,952億円になっておりまして、これは、不可欠な費用の額、約4,267億円から日本郵便株式会社にかかる按分額、約1,314億円を引いたものになっております。

このうち、不可欠な費用の額の算定につきましては、下の図にございます。先ほど、省令の決め方を書いた図がございましたけれども、そこに具体的な算定方法を入れたものです。

真ん中、ピンクのところがございますけれども、郵便局ネットワークを最小限

度の規模の郵便局、すなわち2名局、局長さん1人と窓口職員1人、この合計2名の局により構成するものとした場合におけるアからエの費用を算定するとしておきまして、まず人件費につきましては、管理者1名、窓口職員1名の各々の人件費単価に、直近の郵便局数約2万局を乗じて算定しております。

賃借料等の維持費ですけれども、これは、2名局の郵便局舎の規模をモデル的に算定しまして、この2名局における郵便局の維持に要する費用、賃借料、工事費、水道光熱費等を算定しております。それから、現金の輸送等の費用ですけれども、現金の輸送や管理に要する平均的な費用、例えば、配送のお金ですとか、あるいは硬貨や紙幣を保管するために必要な費用を算定しております。

それから、税につきましては、やはり2名局の規模をもとに、固定資産税、事業所税を算定してございます。

簡易郵便局に関する費用ですけれども、こちらは、各簡易郵便局で、取り扱いの多寡にかかわらず、日本郵便が簡易局に支払っております各種の窓口業務の受託手数料の基本額、これに直近の簡易郵便局数でその当該業務を行っているものの数を乗じて算定する形にしております。

ちなみに、この資料、先生方に配付させていただいております資料の赤枠で囲っている部分、こちらは経営上の秘密に当たるため、非開示情報とさせていただいております。ご審議の際、具体数字への言及は避けていただくようお願いいたします。

それから、拠出金です。5ページをご覧ください。拠出金の額は、関連銀行にかかる額は、約2,378億円、関連保険会社にかかる額は、約576億円になっております。

こちらの算定方法ですけれども、左下の図でございまして、不可欠な費用は、先ほどのページで算出したとおりでございまして。それに機構の事務費、30年度、今年度ですけれども、0.8億円、来年度、31年度は0.9億円を加えたものが、総費用になるわけですが、こちらを各窓口業務において見込まれる利用の度合に応じまして按分をしているというものです。

按分につきましては、人件費、賃借料等の一部につきましては、真ん中にございますけれども、15歳以上の人口ですとか、貯金の口座数、あるいは、保険の保有契約数を利用度合として按分しております。

賃借料等の一部、それから、現金輸送、固定資産税、簡易郵便局につきましては、窓口業務の占有面積等をもとに按分をするとしております。

最後に、機構の事務費でございましてけれども、それ以外の費用の按分結果に応じて按分をする形にしております。

その結果、出された按分額が右側にございまして、ここのうちの下2つ、銀

行にかかる額、保険にかかる額というのが、先ほど申し上げた拠出金の額になっております。

6 ページをご覧ください。今回、総務大臣として認可すべきものは、先ほどの交付金の額、拠出金の額だけではなくて、交付方法・徴収方法についても認可を行う必要がございます。

交付金の交付方法ですけれども、(1) から (4) までございます。交付手段につきましては、日本郵便名義の金融機関の口座に、交付金を機構から各月に分割して払い込むことにしております。

交付金の交付期限は、毎月末日までで、各月に交付する交付金額は、そこにありますとおりでございます。4月だけ若干数字が違ってございますけれども、これは、原則として総額を12等分した上で、機構の事務費分につきましては、4月に一括して控除しているためでございます。

安全管理措置につきましては、交付金につきまして安全に管理するために必要な措置をとるということで、具体的措置はそこに赤字で囲ってございますけれども、セキュリティ上の観点から委員限りとさせていただきます。

拠出金の徴収方法ですけれども、こちらも(1) から (4) までございますが、徴収手段につきましては、関連銀行及び関連保険会社から、独立行政法人の機構の名義の口座へ払い込むことで徴収をすることとしております。

納付期限は、毎月15日までということ、各月に徴収する拠出金の額は、その表にあるとおりでございます。こちらも、4月だけ数字が違ってございますが、これは交付金と同じく、機構の事務費分につきまして4月に一括して加算しているためでございます。

安全管理措置につきましても、以下のような措置をとるということで、赤字のところは非開示とさせていただきます。

以上、簡単に概要をご説明いたしました。これを受けましての審査結果でございます。資料的には戻っていただきまして、A4縦の59-1-1の資料をご覧くださいでしょうか。

こちらの冒頭に、諮問書の写しがございますけれども、3ページ以降が審査結果になっております。審査結果ですが、上の4行がございまして、申請は関係規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当であると考えているところです。

交付金の額と交付方法でございますけれども、審査基準、左側でございますが、まず1番として、交付金の額が法律などの規定による方法に基づき算定されているかということ、(1) につきまして、交付金の額が不可欠な費用の額から日本郵便株式会社にかかる額を控除して得た額とされているということ、先ほど

申し上げたとおり、そのとおりになっていると。

(2) 不可欠な費用の額が適切に算定されているかということで、先ほどご説明したとおり、適切に算定されていると考えております。

ページをめくっていただきまして、4ページでございます。2番で、交付方法が適切かということですが、交付方法が、郵便局ネットワークの維持の観点から適切かどうかにつきましては、毎月交付するというので、必要なお金というのが、日本郵便に確実に渡ることになっている。安全に管理するための措置も講じているということで、適切であると考えております。

3番、法や省令の規定に適合しているかで、申請書には、法や省令で求められています必要な記載、添付資料、書類があることから、適合していると考えているところです。

5ページに続きまして、6ページでございますけれども、今度は拠出金の額及び徴収方法でございます。同じく1番で、拠出金の額が法などの規定に基づいて算定されているかでございますけれども、(1) 拠出金の額が不可欠な費用の額と機構の事務費に相当する額の合計額を、利用度合いに応じて按分して得た額のうち、銀行、保険にかかる額とされているかどうかということで、先ほどご説明したとおり、そのようになっていると考えております。

7ページです。2番、拠出金の徴収方法が適切かですが、交付金の交付に支障のない方法で拠出金が徴収されるかにつきましては、交付金の交付は毎月月末までに行うことになっているところ、拠出金は、各月15日までに必要な額を徴収することとされており、適当であると。それから、拠出金を安全に管理するための措置も講じられていることから、適切と考えております。

3番、申請が法などの規定に適合しているかにつきましても、必要な記載、あるいは書類が整えられているということで、こちらも適合していると考えております。

以上の結果、もとに戻りまして、認可が適当と判断したところでございます。

ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○佐々木委員 交付金の額について質問させていただきますが、第一印象として、拠出金の按分の方法に比べて、交付金の額の決定方法が、例えば広さとか、そういうものが考慮されていないようにみえるのですがいかがでしょうか。具体的に言いますと、「最小限度の規模の郵便局を維持するための」という定義の内容ですが、2名局を維持するのにとということをもとに算定されているのですが、現実的には、非常に大きい規模の郵便局もあれば小さいところもあるという

ことで、例えば、大規模なところは、算定するとき、例えば大きさを考慮した形で算定することもあり得るのではないかと思ったのです。この場合は、2名局掛ける郵便局数という形になっているので、それで大丈夫なのかお伺いしたいです。

もう1つは、例えば、人件費は、一応2名を最小として全局数を掛ける形になっているのですが、先ほど申しましたように、固定資産税とか、場所によって大きく異なるわけですね。また、賃借料も地価によって異なると思うので、この算定方法が、郵便局舎の規模をもとに記載されているので、その違いを考慮に入れて平均的なもので計算されているのか、教えていただきたいと思います。

○樋口分科会長 どうぞ。

○野水企画課長 先生がおっしゃるように、郵便局、大きいところは、それぞれ数百名とかいる局もざらにございますし、実際の郵便局と今回のモデルとでは違いがあるということでございます。

それは、制度的にそのように考えておまして、実態とは違いますけれども、全ての郵便局を2名でつくったらどうなるかを大前提としております。これは、サービスを維持するための必要最小限の費用を出そうということでそのようにしておりますが、当然実際には、それよりもたくさんの金額がかかることとなります。

これにつきましては、現在、ゆうちょ銀行、かんぽ生命から、業務委託費が払われておりますが、今回、それが不可欠な費用分については、交付金・拠出金制度で賄うと。それ以外の費用は、従前どおり業務委託費という形で支払われることになっております。オーバーする部分については、そちらで引き続き国民の間で手当がされるということで、金額的には賄うという考え方でございます。

賃借料や税につきましては、場所とかそういうものによって違ってくるということでございますけれども、基本的には、全国で今どれくらい賃借料とか税金がかかっているかをもとに計算を行っております。

ただ、先ほど申し上げたように、当然広い局であれば、賃借料も高くなると、税金も高くなるということでございますので、それを2人局の面積などであればどうなるかということで、補正をかけて、1局当たりの単価を出すやり方をしております。

ですから、そういう意味で、都会だとか田舎だとか、そういうものの今の郵便局の実績は反映されているわけですが、規模的には小さくしていることになっています。

○佐々木委員 わかりました。ありがとうございます。

○樋口分科会長 郵便局ネットワークの維持のための交付金ですので、日本郵便

会社が全てのネットワークを運営することで、各局にご不便が行くわけではないので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

ほかに、どうぞ。

○佐々木委員 抛出金は、結構、規模を考慮して按分されているように思ったのですが、こちらの交付金を決めるときは、2人局という形で計算されているのが、ちょっとアンバランスな感じがしましたので、質問させていただきました。

少なくとも、地価による違いは、2名局として計算されているのだけでも、考慮はされているということですね。

○野水企画課長 はい、それが反映されていることになります。

○佐々木委員 反映されているということで、残りの部分については、広いところは、民民の部分で決まってくる委託料とかで賄われるので、大丈夫だという判断であるということでしょうか。

○野水企画課長 はい、そうです。

○佐々木委員 わかりました。ありがとうございます。

○樋口分科会長 よろしいでしょうか。

そのほかに、何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

意見等ございませんようでしたら、諮問第1175号については、諮問のとおり認可することが適当である旨答申することにはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することにいたします。

続きまして、諮問第1176号「一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送業者用標準信書便約款の改正」について審議をいたします。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○増山信書便事業課長 信書便事業課の増山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料59-2でございます。標準信書便約款の改正について、ご説明を申し上げます。

まず1枚めくっていただきまして、諮問書でございます。

それから、横長の表、資料59-2-2がございます。こちらをめくっていただければと思います。

最初は、信書便約款、信書便の標準約款とは何かをご説明しております。

審議会でいつもご審議いただいておりますが、特定信書便事業を開始するには、信書便事業に基づく事業の許可のほか、信書便約款、信書便管理規程の認可が必

要ということで、毎回ご審議いただいております。言ってみれば、こちらは、信書便法の、総務省の手続でございます。

他方で、信書の送達でございますので、これは、貨物運送法制の適用も受けるということでございます。よって、トラック等で運送する場合には、同法制に基づく許認可を受ける必要があることになってございます。

この中で、信書便約款については、こちらの認可の手続に加えて、国土交通省の認可、これは一般貨物自動車運送事業等の場合で、軽トラックなどの貨物軽自動車運送事業の場合については届け出ということの手続が必要とされておりました、総務省の手続と国交省の手続が必要となっているのが、基本形でございます。

それで、平成27年に信書便法が改正されておりますが、この際に、信書便法ができて10年以上がたって、たくさんの参入者の方が入っていただいていることで、約款の内容が定型化してきたことと、手続の簡素化ということで、参入者の方とか行政側のコストを削減することで、標準信書便約款制度を入れました。

これは、標準信書便約款と同一の信書便約款を使うことになった場合には、認可を受けたことにするというので、それぞれ一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款と貨物軽自動車運送事業者用標準約款を制定いたしました。

先ほど申し上げましたように、総務省の手続のほかに国交省の手続も必要なので、その際に、国交省と相談して、総務省と国交省で同一の文面の標準信書便約款を定めました。それによって、両省共通の信書便の標準約款がある。これで、参入者の方は、参入の申請の手続に費やすコストを削減することが可能になったということでございます。

それで、今回の改正の話になるのですが、おもとの話として、平成30年、去年5月に、明治32年の商法制定以来実質的な見直しがされていなかったということですが、運送ですとか海商にかかる部分の商法が改正されました。そこで、現代用語化されるとともに、運送品の滅失等についての運送人の責任は、その引き渡しの日から1年以内に裁判上の請求がされないときには消滅する等々の運送全般に関する規定の整備が行われたということでございます。

これを受けまして、今回の国土交通省とも相談いたしまして、標準約款の改正案について検討して、今回お諮りしてございます。

2ページ目が、具体的な内容でございます。ここにありますように、基本的には商法の表現、規定に合わせてある形になっております。

31条につきましては、「商法の運送人の損害賠償責任において、損害賠償の内容及び移送責任に関する規定が①運送人は運送品の受取から引渡しの際に生じた運送品の滅失等による損害を賠償する責任を負うこと、②ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明

したときは、この限りではない」と変えられたということでございまして、同じような改正を行ってございます。

次の37条でございます。37条につきましては、商法の運送人の責任の消滅について、運送品の引き渡しの日から1年以内に裁判所の請求をされなければ、運送人の責任は消滅すること、この期間は、損害発生後に限り合意により延長されることになったので、これに合わせた改正を行ってございます。

そのほか、用語について、現代用語化ということで、幾つか変えられている用語表現がございますので、これに合わせた改正をしてございます。

説明は、以上でございます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

ご意見等ございませんので、諮問第1176号については、諮問のとおり認可することが適当である旨答申することにしてはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

続きまして、諮問第1177号から1179号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款の設定及び変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可」についての審議をいたします。

本議題は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、非公開にて行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 恐れ入りますが、非公開で審議をさせていただきますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

(一般傍聴者退席)

○樋口分科会長 それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○増山信書便事業課長 引き続き、信書便事業課の増山です。よろしくお願いたします。

今回は、特定信書便事業への新規参入希望者7者に対して、信書便法に掲げる基準に適合していることから、許可及び認可をすることにしたいということで、諮問させていただいております。

また、許可取得済み事業者2者から、それぞれ信書便約款または信書便管理規程の変更の認可申請があり、これも信書便法に掲げる基準に適合していることから認可したいと考えておりまして、諮問するというところでございます。

まずは、資料59-3「特定信書便事業の許可について」という資料をご覧ください。

まず表紙がございまして、次が諮問書でございます。特定信書便事業への新規参入意思を有する事業者7者からの事業許可申請に対して、いずれも信書便法に掲げる基準に適合していると認められることから、許可いたしたく諮問するということでございます。

具体的な内容ですが、次にあります横長の表をご覧ください。1枚めくっていただきまして、この1ページから2ページ目が、申請者と提供サービスの概要でございます。今回は、関東に4者、近畿に2者、九州に1者の7者でございます。

ちなみに、直近、前回ですと11者ですし、大体10者ちょっと切れるぐらいの数の申請が出てきている状況でございます。

これらの申請者が現在営んでいる主な事業でございますが、貨物運送業が1者、警備業1者、倉庫業1者、障害者福祉業1者、その他卸売小売業1者、その他サービス業が2者でございます。

提供サービスでございますが、いわゆる1号役務、大型の信書便サービス、73センチ超または4キロ超と、3号役務、1通が800円超の両方もしくは一方のサービスで、今回は、2号役務、3時間以内というものはございません。

各社の提供サービスの概要は、ここにあるとおりでございます。

3ページ以降でございますが、信書便法の許可基準の適合性について説明したものでございます。

別紙2が後ろについておるかと思えます。これも見ながらご覧いただければと思います。

まず、法に定められた審査基準の1つ目、事業計画が信書便の秘密を保護するに適切か否かという観点からの説明でございます。

ここに、資料の3ページ目でございますように、引き受け及び配達の方法は、ご覧のとおり明確に規定されてございます。

また、後に説明する管理規程とも関係するのですが、信書便管理規程の遵守義務がある者が、直接引き受け・配達することにされてございます。

それから、7者のうち2者、テルウェル東日本、ダイハツビジネスサポートセンターが、業務の一部の委託を予定しておりますが、信書便物の秘密保護のために、受託者にも信書便管理規程の順守義務を課す予定であることは、別途確認しております。

以上を踏まえて、今回許可申請をした7者の事業計画は、いずれも信書便の秘密を保護するのに適切なものと判断しております。

次が、2つ目の基準でございます。事業遂行上適切な計画であるか否かという

観点からの説明でございます。

5 ページ目をご覧ください。こちら、委員限りの資料とさせていただいておりますが、信書便事業収支見積でございます。

まずは、収入の部でございます。右端が、見込みの収入でございます。契約が見込まれる者との間で予定している契約額や、顧客に対するヒアリング、事業者さんのヒアリングの結果を考慮して、申請者が出してきたものでございます。

単価でございますが、3号役務については800円超になっているということで、法の規定に適合しておりますし、1号役務のサイズ、重量についても、法の規定に適合していることは確認しております。

次が、6 ページから7 ページの、支出及び利益の部でございます。事業支出の欄の金額は、申請者が項目ごとに積み上げたもの、または、一緒にやる業務との按分によって算出したものでございます。事業収入から事業支出を差し引きした信書便事業営業利益ですが、全社全てプラスになってございます。これは、初年度、翌年度ともプラスになってございます。

なお、全て会社、会社というか法人全体として、当期純利益でございますが、

[REDACTED]

いずれにしても、事業収支に特段の問題はなく妥当なものと全者判断してございます。

最後が、3 つ目の基準、事業を適切に遂行する能力があるかどうかという観点からの説明でございます。直近の決算事業年度において、全者とも債務超過の状況になく、純資産の額はプラスでございます。

また、事業開始に要する資金は、全者とも自己資金の調達が可能であるということでございます。

それから、いずれの申請者も、必要な許可、貨物法制上、さっきちょっと説明しました貨物法制上の必要となる許可もすでに取得していることは確認をしている状況でございます。

以上を踏まえて、今回の7者につきまして、事業を適切に遂行する能力を有し、基準を満たしていることと判断しております。

また、いずれの者も、欠格事項に該当しないことを確認しております。

以上、全てまとめまして、各者とも信書便事業に掲げる許可基準に適合していると認められることから、許可したいと考えております。

次に、59-4の資料、諮問1178号「信書便約款の設定及び変更の認可」

についてご説明いたします。

また同じようなつくりで、表紙があって、諮問書、新規の参入者から申請のあった信書便約款の設定の認可及び許可済み事業者1者からの申請のあった信書便約款の変更認可についてでございます。

最初に、新規参入者から申請のあった信書便約款の設定についてでございます。

今回は、先ほど申しあげましたように、7者から許可申請があったのですが、そのうちの3者が、先ほどご説明いたしました、標準信書便約款と同一の約款を定めるといふことなので、今回の約款の認可申請で言いますと、これらを除く4者からということでございます。

また同じようなつくりですけれども、後ろに、別紙2の1枚目に審査結果がございますので、それもあわせてご覧いただければと思います。

いずれの者も、役務の名称及び内容、引き受け、配達、転送及び還付の条件、送達日数、料金の收受及び払い戻しの方法、その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると判断しております。

また、特定のものに対し不当な差別的な取り扱いをする規定もないということ、4者とも法令上の認可基準に適合していると認められることから、認可することにしたいと考えております。

次に、別紙1の2ページ目、許可済の事業者1者から申請のあった、信書便約款の変更認可でございます。同様に、別紙2の3ページでございますね、審査の結果の概要がございますので、これもあわせてご覧いただければと思います。

今回の約款の改正ですが、受取人の不在時の措置について、この会社の現行の約款では、安全な管理及び保管が可能である信書便等受け渡し専用保管箱、いわゆる宅配ボックス、「以下宅配ボックスと言います」と表現していますが、宅配ボックスの設置された集合住宅や公共施設等では、これを利用して信書便の受け渡しをすることが可能であるという趣旨の規定があります。これを、最近我々の周りにもよく見られるようになりました、一般の戸建ての住宅にも宅配ボックスが普及してきたことを踏まえて、今の表現、「宅配ボックスの設置された集合住宅や公共施設ではこれを利用して受け渡しをすることがある」というのを、その「集合」を取って「住宅や公共施設」という形に変更するということでございます。

それ以外の事項について、例えば、誤配時の対応については従来どおり規定されており、引き続き適正なものと考えております。

次が、59-5「信書便管理規程の設定及び変更について」でございます。

済みません、また同じような構成になっておりますが、まずは諮問書、新規参入事業者7者から申請のあった信書便管理規程の設定の認可及び許可済み事業者

1 者から申請のあった信書便管理規程の変更認可についてご説明いたします。

まずは、前者からご説明いたします。また別紙1の1ページ目から2ページ目にかけてが、新規事業者のもので、審査結果が、別紙2の1枚目でございます。

新規許可にかかる7者からの申請について、共通に規定されている内容が書いてございます。いずれも、信書便管理者の選任や、信書便の秘密保護に配慮した作業方法、訓練、教育など、事業者の取り扱いにかかる信書便の秘密を保護する規定が適切に規定されていると考えております。ということで、7者は、各者とも認可基準に適合していると認められるから、認可したいと考えております。

最後ですが、既存の事業者から管理規程の変更の認可でございます。今度は、別紙1の3ページ目が概要で、別紙2の2ページ目が審査結果でございます。

今回の申請ですが、信書便管理者について、組織再編等に対応して役職名を変更したいというものでございます。あわせて、個人情報保護法及び信書便事業分野における個人情報のガイドラインの改正を受けた顧客情報管理について規定の内容の変更、変えることにしておりますが、引き続き適正なものになってございます。

以上が、今回の諮問事項でございます。

最後の参考1、2という資料があるかと思えます。これが、いつもつけておりますが、信書便事業への参入状況をまとめたものでございます。

参考1は、今回の事業許可を認められた場合の参入状況を示したものでございます。参考2は、今回の申請者を含めた全事業者の数でございます。数で言うと、前回まで、前回の11月に11者が入って、合計で526となっておりますが、今回の7者が入って、533になる予定でございます。

説明は、以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

○樋口分科会長 ご意見等ございませんので、諮問第1177号から1179号については、諮問のとおり許可及び認可をすることが適当である旨答申することにしてはいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、適当であるということで答申をすることにいたします。

以上で、本日用意されました議題は、審議終了しましたが、各委員から、何かご意見とかコメントとかございましたら、お出しただけければと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

事務局から何かありますか。

○事務局（佐藤） 事務局でございます。

次回の日程につきましては、3月29日金曜日、午前の開催を予定しております。詳細につきましては、別途ご連絡差し上げますので、皆様方よろしくお願いたします。

以上でございます。

○樋口分科会長 それでは、本日の会議を終了いたします。

以上で、閉会といたします。ご出席いただきまして、ありがとうございました。

閉 会